

[事案 13-3] 高度障害保険金請求

・平成 13 年 7 月 23 日 裁定申立受理

・平成 14 年 4 月 22 日 和解成立

< 申立人の主張 >

症状は固定し回復の見込みはないとの医師および専門医の診断に基づき、高度障害保険金の全額を支払うこと。

< 保険会社側の主張 >

身体の障害の原因が不明で回復可能性がないとの診断には納得できない。詐病および回復の可能性もあり、引き続き診察・治療を行なう必要があると判断しているので支払には応じられない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会は、本件の特別の事情等も考慮して総合的に検討を行ない、新たに第三者である専門医による診察・検査を提案したところ、申立人および保険会社双方は第三者である専門医の診断結果に従うとの合意を得たので、診察・検査を実施した。

診察・検査の結果、第三者である専門医による意見（診断）は「身体機能は失われ回復の見込みは著しく低い」というものであり、申立人の主治医および主治医からの依頼による大学病院の専門医の診断と同一手あった。

裁定審査会は「保険会社は第三者である専門医等の診断・検査結果等に基づき、申立人に対し高度障害保険金を支払うこと」とする旨裁定書を当事者双方に交付し、双方の合意を得て、和解契約書の調印をもって円満に解決した。